

五霞町公共施設使用料設定に関する基本的な考え方（案）に対する意見募集の実施結果及び回答について

五霞町パブリックコメント制度実施要綱の規定に基づき、五霞町公共施設使用料設定に関する基本的な考え方（案）を公表し、広く町民の皆様の御意見を伺うパブリックコメントを実施しました。

1 実施概要

- ・意見の募集期間 令和7年2月25日から令和7年3月26日まで（30日間）
- ・計画案の公表場所 町公式ホームページ、役場庁舎（まちづくり戦略課窓口）及び公民館（図書室）

2 提出のあった意見の件数等

提出方法	提出人数	意見の件数
電子メール	0人	0件
持参	1人	32件
郵送	0人	0件
FAX	0人	0件

3 提出のあった意見の概要と町の考え方

※以下に記載した御意見は、趣旨を損なわない程度に要約しています。

番号	提出のあった意見	町の考え方（回答）
1	（基本的な考え方（案）1ページ） 本文中に「公の施設」と何箇所も記載しているが、タイトルにもあるように「公共の施設」又は「公共施設」に変更されたい。	「公の施設」は地方自治法で定められた、自治体が設置主体となる住民福祉のための施設を意味し、その管理運営や制度上の位置づけも法律に基づき明確になっていますので、原案のままいたします。
2	（基本的な考え方（案）1ページ） 現状と課題 「本町における」を五霞町（以下「本町」におけるに変更されたい。まず最初に省略することを宣言しておく。	町が策定する計画であることから「本町」が適切な表現であると考えます。計画全体においても「本町」で統一を図っています。
3	（基本的な考え方（案）1ページ） （1）算定方式 1行目の書き出しを1文字右かとする。	御意見を踏まえ、修正します。
4	（基本的な考え方（案）2ページ） （2）経費の表中の「項目」、「内容」をセンタリングする。 （2箇所）	御意見を踏まえ、修正します。

5	<p>(基本的な考え方(案)3ページ) 表の下の1行目 資産の取得に掛かる費用 「掛」は壁にかけるというイメージが強いのでひらがなの方がよい。3,4ページも同様。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 ・修正前:「掛かる」 ・修正後:「<u>かかる</u>」</p>
6	<p>(基本的な考え方(案)3ページ) (3)対象施設 ・1行目 ①「本あり方の対象とする施設は」、タイトルと同じに「本考え方の対象となる施設は」、変更した方がよい。 2ページの最下行でも「本考え方」としている。 ②2行目 「ただし」の書き出し位置が少し右にズレている。 ③表中 記載内容がすべてセンタリングされている。「項目」を残して全て2ページと同様に左詰めにする。 ④同表中、「保育所,児童館等」でこの等は何を意味しているのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 ①「本あり方」 ⇒ 「<u>本考え方</u>」 ②書き出しのズレを修正 ③それぞれ左詰めに修正 ④保育所,児童館等 ⇒ 保育所,<u>児童館</u></p>
7	<p>(基本的な考え方(案)3ページ) (4)負担割合 この文章が長すぎる。何を言いたいのかボケてしまうのでは。以下のように2分割してほしい。 「益性」により,利用者の負担割合を設定」しますが,本町においては「益性」により,利用者の負担割合を設定」します。本町においては,</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 負担割合(行政サービス内容を,必要性や公益性に基づき分類し,受益者と行政が負担する割合)は公共施設の持つ「選択性」と「市場性」の度合い,いわゆる「施設の持つ公益性」により,利用者の負担割合を設定します。本町においては,次の整理により,受益者が負担する割合(受益者負担割合)を全ての施設において「50%」とします。</p>

8	<p>(基本的な考え方(案) 3 ページ) (4) 負担割合 枠中 4 行目 利用者のみ負担とすることは適当でないと考えます。一つの文章では長いので「読点」を入れて読みやすくする。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 施設の維持管理に係る全ての経費を受益者の負担で賄うということになります。しかし、公の施設は、町民福祉の増進を目的とし、町民の誰もが利用する機会を有しているため、施設の維持管理に係る全ての経費を利用者のみの負担とすることは、<u>適当ではない</u>と考えます。</p>
9	<p>(基本的な考え方(案) 3 ページ) (4) 負担割合 枠中 8 行目 ・「適当」という記載があるが、この言葉は、誤解を招く言葉なので別の表現に変更されたい。 ・利用者が自らの意思で施設を選択して利用しているにも関わらず、その費用を全て公費のみで負担することは、その施設を利用していない方が間接的にその費用を負担していると記載がある。しかし、町民が自らの意思で施設を利用していないとも解釈できるので、その考え方には疑問があります。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 <u>公共施設は、地域社会の活性化や文化の振興といった公益性を担う一方で、利用者個人が直接的な便益を受ける場でもあります。もし受益者負担割合を0%として全額を公費負担にすると、利用しない人も含めた町民全体がその費用を負担し、実際に利用する方との不公平が生じるおそれがあります。</u></p>
1 0	<p>(基本的な考え方(案) 4 ページ) 4 基準単価の設定方法 書き出し位置を1文字分左へ文章が長いので、「読点」を入れる基準単価は、以下のとおり算定します。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 スポーツ施設や会議室等の貸館部分がある施設等の一室あたりの基準単価及びプール等の個人利用施設の基準単価は、<u>以下の</u>とおり算定します。</p>
1 1	<p>(基本的な考え方(案) 5 ページ) 5 留意すべき事項(1)～(6) 書き出し位置をP1(1)算定方式と同じにしてください。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>
1 2	<p>(基本的な考え方(案) 5 ページ) 5 留意すべき事項 (1)町民以外の者による利用 町内料金 ⇒ 町民料金</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・修正前：町内料金 ・修正後：<u>町民料金</u></p>

1 3	<p>(基本的な考え方(案) 5 ページ)</p> <p>(2) 類似施設間の調整</p> <p>「読点」の追加</p> <p>各々の施設は、規模や</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正内容】</p> <p>各々の施設は、<u>規模や立地条件など異なる条件の下</u>に設置されています。</p>
1 4	<p>(基本的な考え方(案) 5 ページ)</p> <p>(2) 類似施設間の調整</p> <p>必要に応じて使用料を調整する必要(⇒場合)があります。</p> <p>ここが「必要」では文章的におかしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正内容】</p> <p>そのため、<u>類似施設での使用料</u>は、必要に応じて使用料を調整します。</p>
1 5	<p>(基本的な考え方(案) 5 ページ)</p> <p>(5) 激変緩和措置</p> <p>「利用者の急激な負担とならない」を「利用者の負担が急激に増加しない」に</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正内容】</p> <p>そのため、<u>激変緩和措置としての改定限度額を設定し、利用者の負担が急激に増加しないよう</u>考慮していきます。</p>
1 6	<p>(基本的な考え方(案) 6 ページ)</p> <p>(6) 営利目的による利用</p> <p>ア 「読点」を入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則は、営利利用 ・公共団体は、原則、非営利ですが ・可能性のある行為は、営利利用として判断します。 	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正内容】</p> <p>ア 営利利用の判断基準</p> <p>○営利目的で設立されている法人や団体・個人事業主が利用する場合は、<u>原則、営利利用として</u>判断します。</p> <p>※個人や、公益社団法人・NPO 法人等の公共的団体は、<u>原則、非営利</u>ですが、最終判断は活動内容によります。</p> <p>○物品の販売や宣伝行為、その他利益が発生する、もしくは発生する可能性のある行為は、<u>営利利用として</u>判断します。</p>
1 7	<p>(基本的な考え方(案) 6 ページ)</p> <p>(6) 営利目的による利用</p> <p>ア 「もしくは」⇒「若しくは」</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前：もしくは ・修正後：<u>若しくは</u>
1 8	<p>(基本的な考え方(案) 6 ページ)</p> <p>(6) 営利目的による利用</p> <p>ア 「活動内容を考慮し」とあるが、客観的な判断基準がありますか。誰かの主観的な判断で決められては本末転倒である。</p>	<p>営利利用の判断基準については、各施設において、客観的に判断できるよう、<u>統一的な判断基準</u>を作成していきます。</p>

19	(基本的な考え方(案)6ページ) (6) 営利目的による利用 イ 非営利利用の例 「その他施設管理者が認める場合」とあるが、これも判断基準がありますか。主観的な判断基準で決められては困る	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・「その他施設管理者が認める場合」 各施設において、客観的にな判断ができるよう基準を作成していきます。
20	(基本的な考え方(案)6ページ) (6) 営利目的による利用 イ 非営利利用の例 「または」⇒「又は」 7ページ ア.④と記載を同じにする。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・修正前：または ・修正後： <u>又は</u>
21	(基本的な考え方(案)6ページ) (6) 営利目的による利用 ウ その他 ・五霞町社会福祉協議会及びシルバー人材センターに変更する。 ・「読点」を追加する。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 ○五霞町商工会, 五霞工業クラブ, 五霞町社会福祉協議会 <u>及び</u> 五霞町シルバー人材センターが利用するときは、 <u>活動内容に関わらず</u> 非営利利用とします。
22	(基本的な考え方(案)6ページ) (6) 営利目的による利用 使用承認しません ⇒ 利用できません。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 ○施設に対する町民の信頼を損なうことから、公共施設に対する営利活動(学習会の形態を取りながら、物品の代わりに会員資格等を売る事業等、マルチまがい商法と呼ばれているもの等)は、 <u>利用できません。</u>
23	(基本的な考え方(案)7ページ) (7) 減免制度の取扱い 取り扱いを統一してください。	公用文の書き方に基づき、記載しておりますので原案のままいたします。
24	(基本的な考え方(案)7ページ) (7) 減免制度の取扱い ア 条件④ 町民が加入し、又は容易に脱退できること。	減免団体登録証の交付で、④における活動の目的に賛同する町民が加入、又は脱退については、どちらも容易に行えることから、原案のままいたします。
25	(基本的な考え方(案)7ページ) (7) 減免制度の取扱い ア 条件⑥ 「または」⇒「又は」に感じとする。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・修正前：団体の規約または規約に準ずる ・修正後：団体の規約 <u>又は</u> 規約に準ずる

26	<p>(基本的な考え方(案)7ページ) (7) 減免制度の取扱い ア 条件 ⑦ 「古河市・坂東市・境町」を「連携自治体」へ。</p>	<p>「公の施設の相互利用に関する協定」に構成市町と記載されているため、次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前：古河市・坂東市・境町 ・修正後：<u>構成市町</u>
27	<p>(基本的な考え方(案)8ページ) イ 減免率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表枠中② 「又は」が2箇所あり。 国・県, 他の地方公共団体が主催。「読点」に変更する。 ・表枠中③ 「または」⇒「又は」に変更する。 ・表枠中⑤ 「五霞町社会福祉協議会及び五霞町シルバー人材センター」に変更する。 ・表枠中⑪ 保育所及び認定こども園等がここには等が記載されているが③では「等」が記載されていない。この「等」は何を意味しているのか。 	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表枠中②国・県, 他の地方公共団体が主催又は共催若しくは関与して利用するとき。 ・表枠中③町内の小学校, 中学校, 保育所及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき。 ・表枠中⑤五霞町商工会, 五霞工業クラブ, 五霞町社会福祉協議会及び五霞町シルバー人材センターが利用するとき。 ・表枠中⑪本町では保育所及び認定こども園のみが対象となるため, 等を削除し次のとおり修正しました。 【修正内容】 町外の小学校, 中学校, <u>保育所</u>及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき。
28	<p>(基本的な考え方(案)8ページ) イ 減免率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表枠中⑦ 「構成員の過半数が18歳以下を占める団体が利用するとき(町内外問わず)とあるが 	<ul style="list-style-type: none"> ・表枠中⑦構成員の過半数については, 大人と子どもで構成されている団体を想定し, 18歳以下が過半数いる場合は, 町内外を問わず免除できることとしています。
29	<p>(基本的な考え方(案)8ページ) イ 減免率について ※「冷暖房など」を「冷暖房等」漢字にしないのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前：冷暖房など ・修正後：冷暖房等
30	<p>(基本的な考え方(案)8ページ) イ 減免率について ※「古河市・坂東市・境町」を「連携自治体」へ変更。</p>	<p>「公の施設の相互利用に関する協定」に構成市町と記載されているため、次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前：古河市・坂東市・境町 ・修正後：<u>構成市町</u>

3 1	<p>(基本的な考え方(案) 8 ページ)</p> <p>使用料及び<u>本あり方</u>の見直しについてを</p> <p>6 使用料及び<u>本考え方</u>の見直しについてに変更する。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前：7 使用料及び本あり方の見直しについて ・修正後：6 使用料及び本<u>考え方</u>の見直しについて
3 2	<p>(基本的な考え方(案) 8 ページ)</p> <p>番号の付け方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付け方に規定はあるのか。 ・番号4だけ他とは違う。 	<p>御意見を踏まえ、4 基準単価の設定方法についても統一した表記となるよう修正します。</p>